

CCI 講師派遣事業実施規程

(目的)

第1条 建設業の第一線で活躍する人材を講師として高校等に派遣することにより、今後の建設業を担うべき高校生等に対し建設業の重要性、必要性及び最新技術等の理解促進を図ることを目的とする。

(受講対象)

第2条 講座を受講できる者は、県内の小学生・中学生・高校生・大学生とする。

(講座内容)

第3条 講座の内容は、別に定めるものとする。

(講師)

第4条 講座の講師は、次に掲げる者とする。

- (1) 県職員
- (2) CCIとちぎ加盟団体構成員
- (3) その他会長が認めた者

(開催時間及び場所)

第5条 講座を開催できる時間は、午前9時から午後5時までのうち2時間以内とし、開催場所は県内とする。

(受講申し込み等)

第6条 講座を受講しようとする者（以下「受講者」という。）は、原則として講座を受講しようとする日の1か月前までにCCIとちぎ講師派遣申請書（様式第1号）をCCI会長に提出するものとする。

- 2 講座の開催に係る施設の使用及び運営については、受講者の責任においてこれを行うものとする。

(受講の決定)

第7条 CCI事務局は、前条第1項の申込みがあったときは、内容、日時等について当該講座の講師と調整のうえ、受講の諾否を決定し、CCIとちぎ講師派遣承諾書（様式第2号）により受講者に通知するものとする。

- 2 事務局は、前項の受講を承諾する場合において、必要に応じて、条件を付することができる。

(受講費用)

第8条 受講者が支払う講座の講師料は、無料とする。ただし、会場使用等が必要な場合は、受講者が負担するものとする。

(完了報告)

第9条 受講者は講座開催後、速やかにCCIとちぎ講師派遣完了報告書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年9月5日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規定は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

CCIとちぎ講師派遣申請書

年 月 日

栃木県魅力ある建設事業推進協議会
会 長 様

住 所
学 校 名
代表者名

下記のとおり講師を派遣していただきたく、申請いたします。

記

1. 実 施 月 日
2. 実 施 場 所
3. 希望講座内容
4. 受 講 者 数 (注)
5. 担 当 者 名
6. 電 話 番 号

(注)

- ・受講を予定する者の学年、参加予定人数を報告ください

様式第2号

CCIとちぎ講師派遣承諾書

年 月 日

申請者様

栃木県魅力ある建設事業推進協議会
会長 名

年 月 日付けで申請のあった講師の派遣については、講師派遣事業実施規程第7条に基づき承諾します。

記

1. 実施月日
2. 実施場所
3. 希望講座内容
4. 講師名

栃木県魅力ある建設事業推進協議会事務局
(栃木県県土整備部技術管理課)
TEL : 028-623-2421

担当 ○○○

CCIとちぎ講師派遣完了報告書

年 月 日

栃木県魅力ある建設事業推進協議会
会 長 様

住 所
学 校 名
代表者名

年 月 日付けで承諾された講師の派遣については、下記のとおり開催しましたので、状況写真を添えて報告します。

記

1. 実 施 月 日
2. 実 施 場 所
3. 講 座 内 容
4. 受 講 者 数
5. 担 当 者 名
6. 電 話 番 号
7. 講 師 名